

郵便投票制度

身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害の程度が下記のいずれかに該当する方又は介護保険被保険者証の交付を受けた方で要介護5に該当する方は、在宅のまま郵便等を介して投票ができる郵便等投票証明書の発行を受けられます。

＊対象となる障害の程度は、次のとおりです。

両下肢・体幹、移動機能の障害・・・・・・・・・・1級又は2級

心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・・・・1級又は3級

免疫の障害、肝臓・・・・・・・・・・・・・・・・・・1級から3級

＊上記の郵便等投票該当者のうち、身体障害者手帳の記載内容が上肢又は視覚障害が1級の方に限り、代理記載による投票ができます。

【相談窓口】◆ 市役所 選挙管理委員会事務局（☎32-1233）